

# 支援制度のご案内



#### ■中小企業経営基盤強化支援補助金

補助金の種類	内容	補助額	交付対象者
<b>新規創業支援補助金</b>	起業するために町内に事業所を設置した中小企業者に対し、建物維持に要する経費の一部を補助※最大3年度間補助	(1)新築・増改築の場合…年間固定資産税相当額（上限50万円） (2)賃借の場合…年間賃料の10%相当額（上限20万円）	町内に事業所を有する中小企業者
<b>経営革新計画承認奨励補助金</b>	認定支援機関の支援を受け、経営革新計画の承認を受けた中小企業者に対し、補助金を交付	5万円	町内に事業所を有する中小企業者
<b>品質環境経営促進補助金</b>	国際規格(ISO9000シリーズ・ISO14000シリーズ)又はエコアクション21の認証・登録等に要した経費に対し、補助金を交付	(1)国際規格の認証取得…対象経費の1/2以内(上限80万円) (2)エコアクション21の認証登録…対象経費の1/2以内(上限20万円)	町内に事業所を有する中小企業者
<b>横瀬町官民連携プラットフォーム創業支援補助金</b>	横瀬町官民連携プラットフォームの採択を受けた後、起業する中小企業者に対し、補助金を交付※最大3年度間補助	1年目50万円 2年目30万円 3年目20万円	町内に本店を有する中小企業者
<b>横瀬町官民連携プラットフォーム新規事業応援補助金</b>	横瀬町官民連携プラットフォームの採択を受けた後、新規事業を行うための補助金を交付	(1)町内に本店・支店・営業所を有する中小企業者…30万円 (2)秩父都市に本店を有する中小企業者…20万円	左記に該当する中小企業者

## ■定住就職促進獎励金

内 容	補助額	交付対象者
就職に伴い町へ転入した方及び対象者を雇用した町内事業所に対し、奨励金を交付	A.秩父地域内に本店を有する企業に就職した者… 月額2万円 B.秩父地域外に本店を有する企業に就職した者… 月額1万円(A、B共に12か月、ただし新卒者について24か月) C.交付対象事業所…月額1万円(12か月)	①秩父地域外から町に転入し、当該転入をした日前後1年以内に雇用保険の適用事業所に正規雇用された方で要件を満たす方 ②上記の者を雇用した町内中小企業者

#### ■中小企業融資制度資金借入利子補給金

対象資金	補助額	交付対象者
日本政策金融公庫国民生活事業	年間利子支払額の20%以内(上限10万円)	町内に事業所を有する中小企業者

## ■中小企業退職金共濟掛金助成金

対象制度	補助額	交付対象者
中小企業退職金共済制度特定退職金共済制度	掛金の2割以内(上限1人1月5,000円)	町内に事業所を有する中小企業者

## ■中小企業振興資金利子補給金

内容	補助額	交付対象者
町と提携した金融機関において、横瀬町中小企業振興資金を 借り入れた場合、利子額の一部を補助	融資実行時長期プライムレート の1/2	町内に事業所を有する中小企業者

## ■特産物等開発事業補助金

内容	補助額	交付対象者
地域資源を活かした新たな特産物等の開発に対して補助金を交付	上限30万円	町内に住所を有する個人又は企業若しくは団体及びこれに準ずる者

## ■中小企業奨学金返還支援補助金

内容	補助額	交付対象者
奨学金返還支援制度を設けて従業員を支援する町内の中小企業に補助金を交付	従業員1人当たり: (1)埼玉県多様な働き方実践企業…対象経費の1/3以内又は最大6万円 (2)実践企業以外の事業所…対象経費の1/2以内又は最大9万円	町内に事業所を有する埼玉県中小企業等材確保奨学金返還支援事業補助金の交付を受けた中小企業者

## ■リノベーション創業支援事業補助金

内 容	補 助 額	付 交 対 象 者
創業者が行うリノベーション工事(新築工事、増改築工事、改修工事)で、秩父地域に事業所があり建設工事等入札・参加資格・小規模事業者登録に登録している施工業者による工事	対象経費の1/3以内又は最大30万円のいずれか低い額	町内で新規に事業を開始する創業者で特定創業支援事業の証明を受けた者

## ■問い合わせ先 横瀬町 振興課

TEL 0494-25-0114 FAX 0494-23-9349  
E-mail : shinkou@town.yokoze.saitama.jp  
ホームページ <https://www.town.yokoze.saitama.jp>

